



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会社名 アストマックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 牛嶋 英揚
(JASDAQ・コード8734)
問合せ先 専務取締役管理部門長 小島 健太郎
電 話 03-5447-8400

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対し、下記によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成20年6月26日開催予定の当社第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度の概要

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づく新株予約権の発行。

2. 新株予約権の割当対象者

当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員。

3. 新株予約権を発行する理由

当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員の意欲や士気を高め、収益の向上及び企業価値の増大を図ることを目的として金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

4. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1 株とする。

なお、第 16 期定時株主総会決議後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株

未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、その金額が新株予約権の割当日の前日の終値（取引がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回った場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等限度額に 2 分の 1 を乗じた額（1 円未満の端数を切り上げる。）とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から 2 年を経過した日の翌日を初日として 3 年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は権利行使時においても当社取締役、監査役、従業員、又は子会社取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要す。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他担保設定及び相続は認めない。
- ③ その他新株予約権の割当に関する条件については、第16期定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得条件

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が上記(7)①の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得できる。

(10) 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(5)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（9）に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記（7）に準じて決定する。

以上